

# 岐阜市柳津地区学習等供用施設

## 指定管理者申請要項

平成23年7月

岐阜市柳津地域振興事務所地域振興総務課

# 目 次

1	目的	1
2	申請資格	1
3	指定期間	1
4	施設の概要	1
	(1) 北塚会館	
	(2) 本郷会館	
	(3) 南塚会館	
	(4) 東栄会館	
	(5) 宮下コミュニティ会館	
	(6) 宮上ふれあい会館	
	(7) 高桑コミュニティ会館	
5	指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲・リスク分担	3
	(1) 管理基準	
	(2) 業務の範囲	
	(3) 業務の再委託の制限	
	(4) リスク分担に対する方針	
	(5) 事業の継続が困難となった場合の措置	
	(6) 法令等の遵守	
	(7) 指定の取消し等	
	(8) モニタリングの実施	
	(9) 注意事項	
	(10) 立ち入り検査	
6	指定管理に関する経費	7
7	指定管理者の経理の方法	8
8	指定管理者の審査・選定の方法	8
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 審査方法	
	(3) 選定方法	
9	協定書の締結	10
10	指定までのスケジュール	10
11	申請手続等	10
	(1) 申請書類の提出方法等	
	(2) 提出書類	
	(3) 指定管理者指定の申請にかかる留意事項	
12	その他	11
13	問い合わせ先及び書類の提出先	11
	[別紙] 提出書類一覧及び様式	

## 1 目的

岐阜市柳津地区の地域住民の連帯意識を高め、学習、保育、休養及び集会の用に供し、健康で文化的な近隣社会の構築とその発展に寄与することを設置目的とする岐阜市柳津地区学習等供用施設（以下、「学供施設」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるにあたり、岐阜市柳津地区学習等供用施設条例施行規則（平成17年岐阜市規則第92号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に基づき指定管理者として選定しようとする団体として市長が認定した団体に対し、管理基準や業務の範囲等を明確に示すことにより、学供施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するためこの要項を定めます。

## 2 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）で、学供施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有していること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (7) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (8) 市税等の滞納がない団体であること。
- (9) 岐阜市柳津地区学習等供用施設条例（平成17年岐阜市条例第45号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、当該施設の存する地域の住民で構成された団体であること。

## 3 指定期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日までの5年間とします。

## 4 施設の概要

### (1) 北塚会館

#### ① 所在地

岐阜市柳津町北塚2丁目60番地1

#### ② 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て（平成3年建築）

敷地面積 768.16㎡ 延床面積 327.03㎡

施設概要 休養室、保育室、学習室、集会室

(2) 本郷会館

① 所在地

岐阜市柳津町蓮池1丁目78番地

② 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て（平成4年建築）

敷地面積 817.00㎡ 延床面積 335.74㎡

施設概要 休養室、保育室、学習室、集会室

(3) 南塚会館

① 所在地

岐阜市柳津町南塚4丁目35番地

② 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て（平成5年建築）

敷地面積 1,177.00㎡ 延床面積 339.85㎡

施設概要 休養室、保育室、学習室、集会室

(4) 東栄会館

① 所在地

岐阜市柳津町東塚2丁目151番地

② 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て（平成6年建築）

敷地面積 1,406.27㎡ 延床面積 343.85㎡

施設概要 休養室、保育室、学習室、集会室

(5) 宮下コミュニティ会館

① 所在地

岐阜市柳津町下佐波4丁目37番地

② 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て（平成3年建築）

敷地面積 965.00㎡ 延床面積 339.70㎡

施設概要 休養室、保育室、学習室、集会室

(6) 宮上ふれあい会館

① 所在地

岐阜市柳津町上佐波2丁目326番地

② 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造2階建て（平成5年建築）

敷地面積 884.80㎡ 延床面積 333.58㎡

施設概要 休養室、保育室、学習室、集会室

(7) 高桑コミュニティ会館

① 所在地

岐阜市柳津町高桑3丁目28番地

② 施設構成・規模・構造

鉄筋コンクリート造1階建て（平成6年建築）

敷地面積 1,646.00㎡ 延床面積 346.65㎡

施設概要 休養室、保育室、学習室、集会室

- 指定管理者の申請・指定は、各館ごとに行います。

## 5 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲・リスク分担

### (1) 管理基準

#### ① 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができます。

#### ② 休館日

ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

イ 年末年始（12月29日～1月3日）

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て休館日を変更し、又は臨時に休館することができます。

#### ③ 使用の許可等の基準

ア 使用の許可に関する事項

条例第7条及び施行規則に従ってください。

イ 使用の制限に関する事項

条例第8条に該当する場合は、使用の許可をしてはいけません。

また、条例第10条に該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の中止をすることができます。

#### ④ 施設・設備等の保守管理

施設・設備等の保守管理については、常に学供施設が安全・快適に使用できるよう、日常の点検・管理等を行うこととし、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告を行うこととします。

なお、樹木管理・定期清掃・消防設備保守・自動火災報知器設備保守・建築設備定期検査・特殊建築物定期調査・大規模な修繕については、市が行うこととします。

#### ⑤ 個人情報等の取扱い

岐阜市では個人情報を保護するため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正等を請求する権利を岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。本条例第8条に個人情報を扱う指定管理者の個人情報保護に関する義務が規定されており、これを遵守していただきます。

#### ⑥ 目的外使用の基準

目的外使用の許可については、市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

また、指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得る必要があります。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当課と協議してください。

ア 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。

イ 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機、売店及び喫茶コーナーの設置、物品の販売などを行うとき。

ウ 上記のほか施設の設置目的又は用途に反し施設を使用するとき。

#### ⑦ 地震等災害時における対応

学供施設は、避難所として指定を受けています。災害対策本部から、避難所開設の指示を受けた場合等、避難所の開設が必要な場合は、市と協力し、速やかに避難所を開設する等の対応を

していただきます。

⑧ 環境負荷の低減

施設の管理に関しては、出来るだけ環境負荷の低減に努めてください。

## (2) 業務の範囲

① 学習、保育、休養及び集会の用に供するための施設の提供に関する業務

ア 施設の管理に関する業務

- ・敷地内の管理（敷地内清掃等）
- ・建物の管理（鍵の保管・管理、戸締りの確認、日常清掃、損傷・異常の確認等）
- ・設備の管理（電源等の管理、ガス・水道・空調設備等の管理等）
- ・備品及び消耗品の管理（備品の数量管理、消耗品の補充等）

イ 使用許可及び制限等に関する業務

- ・施設の使用許可、特別使用許可
- ・使用の制限
- ・使用許可の取消
- ・入場の制限

② その他

- ・モニタリングの実施
- ・実績報告書等の作成及び提出
- ・市及び関係機関との連絡調整
- ・環境保全に向けた取り組み
- ・岐阜市地域防災計画における指定避難所としての業務

## (3) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

## (4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			岐阜市	指定管理者
1	管理主体への円滑な引継ぎ	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	

5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

上記の No.11 の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入をします。

#### <市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円	死亡補償保険金 500万円
	財物賠償 1事故につき1000万円	後遺障害補償保険 15万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	主催・共催した事業での事故を対象

※ 但し、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

#### (5) 事業の継続が困難となった場合の措置

##### ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は、指定を

取り消すことができるものとし、この場合市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとし、なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、引継ぎ書を作成し、引継ぎを行うものとし、

② 不可抗力等による場合

災害やその他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、市と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難だと判断した場合は、市はその指定を取り消すことができるものとし、なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、引継ぎ書を作成し、引継ぎを行うものとし、

## (6) 法令等の遵守

学供施設の管理運営にあたって、次に掲げる法令を遵守してください。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令
- ② 岐阜市柳津地区学習等供用施設条例、同施行規則
- ③ 岐阜市個人情報保護条例、同施行規則
- ④ 岐阜市情報公開条例、同施行規則
- ⑤ その他関連法規

## (7) 指定の取消し等

市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができるものとし、

- ① 関係法令、条例、規則、本要項、仕様書又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
- ② 関係法令、条例、規則、本要項、仕様書又は協定書に違反したとき。
- ③ 指定管理者として指定を受ける際の申請資格に不適合となったとき。
- ④ 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- ⑤ 市が実施する事業評価の結果、指定管理者の業務が本要項及び仕様書に規定した内容、並びに協定書の基準を満たさないと判断した場合、是正勧告を行い、同勧告を行っても改善がみられない場合。

## (8) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握



施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

## (9) 注意事項

- ① 学供施設が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体及び個人に有利又は不利となる運営をしないこと。
- ② 市及び市民、関係団体、官公庁等と連携を図った事業運営を行うこと。
- ③ 市の条例及び規則に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、従業員に周知徹底すること。
- ④ 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定により受動喫煙を防止すること。
- ⑤ 防火管理者として担当業務を遂行すること。
- ⑥ 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定又は要綱を作成するときは、市と協議して行うこと。
- ⑦ 業務に必要な各種規定がないときは、市の諸規定に準じて、又はその趣旨に基づいて業務を実施すること。
- ⑧ 指定管理者は、本要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。
- ⑨ 市の政策、施策、事業に協力すること。
- ⑩ その他、本要項及び仕様書に記載の無い事項については市と協議を行うこと。

## (10) 立ち入り検査

市は、指定管理者に対して業務又は経理の状況に関して報告を求め実地について調査し又は必要な指示を行います。

また、市は、指定管理者に対して、出納その他の事務の執行に関して監査することがあります。

## 6 指定管理に関する経費

- (1) 指定管理者は、会計年度ごとに決定する市が支払う委託料により、下記の費用負担区分に従い上記の管理の基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。
  - ア 指定管理者の負担  
施設の日常管理費・燃料費・光熱水費・受信料・消耗品費・消費税及び地方消費税を含み7万円未満の修繕料
  - イ 市の負担  
樹木管理・定期清掃・消防設備保守・自動火災報知器設備保守業務・建築設備定期検査・特殊建築物定期調査委託料・消費税及び地方消費税を含み7万円以上の修繕料
- (2) 委託料の算定にあたっては、平成23年度予算を基準に、900,000円を上限とします。
- (3) 委託料は精算しません。
- (4) 当該施設にかかるすべての収入は市の歳入となります。
- (5) 消費税及び地方消費税を含み7万円未満の修繕については指定管理者が実施し、消費税及び地方消費税を含み7万円以上の修繕及び工事請負費については、指定管理者と協議の上、市が執行します。
- (6) 備品については、現状の備品を使用するものとします。修理や故障による取替の必要がある場合は双方協議により決定します。なお、指定管理者の持ち込みも可とします。ただし、その場合は市の備品と区別がつくようにすることとし、指定管理者の指定期間終了後は引き取っていただきます。

リースにすることも可能としますが、その際は市と協議することとします。

なお、指定管理者が委託料で備品を購入するときは、事前に協議するものとし、購入後の備品は市の所有に属するものとなります。また、廃棄する場合も事前に市と協議していただきます。

(7) 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日）ごとに指定管理者の請求に基づき支払います。支払い時期や額、方法は協定書にて定めます。

(8) 法人税等について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課に照会してください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へ照会してください。

## 7 指定管理者の経理の方法

(1) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設け収支を明確にしてください。

(2) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

## 8 指定管理者の審査・選定の方法

### (1) 基本的な考え方

学供施設は、岐阜市柳津地区の地域住民の連帯意識を高め、学習、保育、休養及び集会の用に供し、健康で文化的な近隣社会の構築とその発展に寄与することを設置目的とするものであり、そのために、地域住民の学習、保育、休養及び集会のための施設の提供に関する事業を実施するものです。

したがって、学供施設を管理する指定管理者を認定するに当たっては、市民の平等な利用が確保されること、事業計画書の内容に即し、指定管理者の行う業務を安定的に実施する能力があること、学供施設の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られることに加えて、当該学供施設の存する地域の住民で構成された団体であることが必要です。

つまり、地域に密着した学供施設の運営には、その利用者でもあり、地域の事情に精通している地域住民で構成された団体であることが、地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の構築とその発展に寄与するという設置目的を達成する上で不可欠です。そのため、学供施設ごとにそれぞれ別の団体を選定することとします。

### (2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒヤリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。また、『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

審査は、市職員2名と外部の有識者3名を合わせた5名で構成する選定委員会（以下、「委員会」という。）において非公開で行います。（審査結果及び選定・不選定の理由は後日公開いたします。）

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

### (3) 選定方法

審査にあたっては、次の選定基準及び評価項目について、全委員の協議による総合評価により選定します。

#### 選定基準

- ① 住民の平等利用が確保されるとともに、効率的な運用が図られること
- ② 事業計画書の内容に即し、指定管理者の行う業務を安定的に実施する能力があること
- ③ 学供施設の効用が最大限に発揮されるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること
- ④ 当該学供施設の存する地域の住民で構成された団体であること

#### 評価項目

項 目		適・否
①	岐阜市柳津地区学習等供用施設の運営上の基本方針	適・否
②	施設管理業務を行っていく上での方針と具体策（安全管理体制を含む）	適・否
③	指定管理に関する経費の設定額の妥当性と管理経費縮減の具体策	適・否
④	運営組織の構造	適・否

### ● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

### (4) 指定管理者の決定

岐阜市議会での議決後、指定管理者の指定を行い、告示します。

## 9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は改めて協議します。

## 10 指定までのスケジュール

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| (1) 申請書受付期間                | 平成23年 9月16日(金)まで |
| (2) 第1次審査(資格審査等)           | 平成23年 9月下旬頃      |
| (3) 第2次審査(提案内容等の審査)        | 平成23年 10月上旬頃     |
| (4) 選定結果の通知・公表             | 平成23年 11月上旬頃     |
| (5) 市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を上程 | 平成23年 11月下旬頃     |
| (6) 指定の通知                  | 平成23年 12月下旬頃     |
| (7) 協定書の締結                 | 平成24年 1月中旬頃      |

※ 都合により、スケジュールを変更する場合があります。

## 11 申請手続等

### (1) 申請書類等の提出方法等

柳津地域振興事務所地域振興総務課で書類を入手し、地域振興総務課へ直接提出してください。(郵送、ファクシミリ等による送付は受付いたしません。)

申請受付期間は、平成23年8月16日(火)から平成23年9月16日(金)までとします。

### (2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

- ※ 原本1部、副本8部提出してください。
- ※ 書類はすべてA4サイズで統一してください。
- ※ 提出いただいた書類の返送はいたしません。

### (3) 指定管理者指定の申請にかかる留意事項

- ① 指定管理者の応募にあっては、条例及び施行規則を熟知した上で申請してください。
- ② 申請書類等に虚偽の記載があった場合には失格となる場合があります。
- ③ 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。
- ④ 提出された申請書類は、選定委員会の審査のため委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、申請書類等は公表することがあります。なお、本施設の管理運営に関し公表する場合、その他市が必要があると認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

- ⑤ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑥ 市が提供する資料は、申請にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。
- ⑦ 申請者が選定委員会の委員に接触した場合、申請が却下される場合があります。
- ⑧ 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
  - ア 資金事情の悪化により、事業の履行が確実にないと認められるとき
  - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- ⑨ 指定管理期間開始日までに、人員の確保等が出来ず開館が困難な場合、指定を取り消すとともに損害賠償が生じる場合があります。
- ⑩ 学供施設ごとに、それぞれ申請してください。

## 1 2 その他

その他管理運営事項の詳細については、会館ごとの指定管理者業務仕様書を参照してください。

## 1 3 問い合わせ先及び書類の提出先

〒501-6180

岐阜市柳津町宮東1丁目1番地

岐阜市役所柳津地域振興事務所 地域振興総務課

電話：058-387-0111 FAX：058-387-6304

E-mail：yana-so@city.gifu.gifu.jp

# [ 別 紙 ]

## 「提出書類一覧」及び「様式」

岐阜市柳津地区学習等供用施設指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・(様式1号)

指定管理者指定申請に関する誓約書・・・・・・・・・・(様式2号)

定款、規約又はこれらに類する書類

岐阜市柳津地区学習等供用施設の管理に関する収支予算書・・・・・・・・(様式3号)

事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・(様式4号)

- 1 岐阜市柳津地区学習等供用施設の運営上の基本方針
- 2 施設管理業務を行っていく上での方針と具体策(安全管理体制を含む)
- 3 管理経費縮減の具体策
- 4 運営組織の構造

団体の概要及び活動状況を記した書類・・・・・・・・・・(様式5号)

様式1号

岐阜市柳津地区学習等供用施設指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 岐阜市長

団 体 名

団体所在

代表者名

印

岐阜市柳津地区学習等供用施設(

会館)の指定管理者の指定を受けたいので、

下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類
- (2) 岐阜市柳津地区学習等供用施設の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

## 指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市柳津地区学習等供用施設（ 会館）にかかる指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

### 記

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）で、学供施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有していること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (7) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (8) 市税等の滞納がない団体であること。
- (9) 岐阜市柳津地区学習等供用施設条例（平成17年岐阜市条例第45号）第5条の規定に基づき、当該施設の存する地域の住民で構成された団体であること。

年 月 日

（あ て 先） 岐阜市長

団 体 名

団 体 所 在

代 表 者 名

印





様式 3 号

事業計画書

団体名	
指定を希望する施設	

1 岐阜市柳津地区学習等供用施設の運営上の基本方針

2 施設管理業務を行っていく上での方針と具体策（安全管理体制を含む）

### 3 管理経費縮減の具体策

### 4 運営組織の構造

様式 4 号

団体の概要及び活動状況を記した書類

指定を希望する 学習等供用施設	
--------------------	--

1 団体の概要

名称	
代表者	
所在地	
構成員の所属及び地域	
組織の構成・形態	
設立目的	

2 団体の施設管理・運営の活動状況

--